大仙市がんばる商店等支援事業費補助金（令和５年度）

商店と消費者との交流関係を保ち、消費者の利便性や購買意欲を高めるような事業を自主的に行う商店等の団体に対し補助金を交付することにより各商店の魅力を向上させながら、市内における購買力の底上げと消費拡大を図ります。

１　補助対象団体　市内の個店等で3店舗以上の次に掲げる団体を対象とします。

（1）商店で構成される団体
（2）商店街団体
（3）商店街団体と他の商店で構成される団体
（4）複数の商店街団体で構成される団体
（5）複数の商店街団体で構成される団体と他の商店で構成される団体

【商店で構成される団体】
チェーン店並びに同業種の商店のみで構成される団体を除く。
【商店街団体】
大規模小売店舗立地法に規定する店舗のみで構成される団体を除く。

２　補助対象事業及び経費

（1）補助対象経費の総額が10万円以上の事業

（2）商店等の活性化のためのイベントの開催、定期市の開催、オリジナル商品の開発や商品券発行事業等を実施する場合に実施団体が自ら負担する経費

① 商品販売、商品券発行に係る事務的経費
［賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（手数料、検査料、保険料、広告料）、借上料、仮設工事費、原材料費］
※注）報償費は、観覧を無料とする催し物の出演者に対する出演謝金に限る。

② サービスの提供に係る経費
［商品販売に伴う抽選会景品代］

③ 商品券発行に伴う割増経費相当分に対する経費
［割増付共通商品券の額面超過相当額］

３　補助金の額　「2　補助対象事業」の事業費中の補助対象経費の内、①商品販売、商品券発行に係る事務的経費及び②サービスの提供に係る経費については、補助対象経費の2分の1で限度額30万円。
③商品券発行に伴う割増経費相当分に対する経費については、補助対象経費の5分の4で限度額80万円。ただし、補助限度額80万円には、①商品販売、商品券発行に係る事務的経費及び②サービスの提供に係る経費の補助金も含みます。

※補助金額の1,000円未満の端数は切り捨て。

４　申請期間　4月1日から10月31日まで
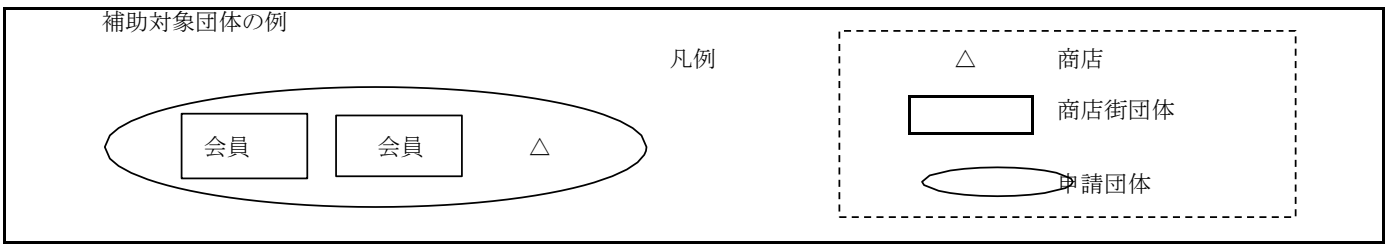
※補助申請額の総額が予算額に達した場合、当該年度の補助申請受付を終了する場合がございます。